☆　代議員選挙広報　☆

平成３１年１月４日

公益社団法人 富山県建築士会
正　会　員　各　位

公益社団法人 富山県建築士会

選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長　竹 林　正 宏

公益社団法人富山県建築士会代議員選挙について

公益社団法人富山県建築士会定款(以下「定款」という。)第５条第２項に規程する現在の代議員の任期は、平成31年３月までとなっています。このため、新たに平成31・32年度代議員を選出するため、定款第５条第３項に基づきに代議員選挙を行います。

代議員選挙は「公益社団法事富山県建築士会代議員選挙管理規程」(以下「選挙管理規程」という。)に基づき、次のとおり行いますのでお知らせいたします。

なお、今回選出された代議員の任期は平成33年３月までです。

記

１．代議員選挙告示日（立候補の届出日）

（１）**告示日：平成31年3月7日（木）　　受付時間：9時～17時**

（２）立候補の届出は、代議員選挙立候補届に記入の上、告示日に公益社団法人富山県建築士会事務局(富山市安住町７番１号富山県建築設計会館２階)までご提出下さい。なお郵送の場合は、封書により告示日の受付時間内に到着するよう配達日指定でお送り下さい。なお、立候補の書式は富山県建築士会ホームページからダウンロードあるいは富山県建築士会事務局までご連絡下さい。

２．代議員選挙

選挙管理規程第17条に基づき、立候補者の数が選挙区毎の定数を超えた選挙区は選挙となります。

（１）選挙予定日：平成31年３月26日（火）

（２）詳細は選挙となる選挙区の正会員の皆様に、告示日から７日以内に、投票用紙と一緒にご案内いたします。

３．選挙区の区割りと代議員定数

選挙区の区割りは選挙管理規程の別表に定められており、支部となります。

代議員定数は正会員30人に１名の割合となっており、選挙区毎の平成30年12月１日現在の正会員数に基づいて算出し、次のとおりとなりました。

選挙区の区割り	代議員定数	選挙区の区割り	代議員定数
新川支部	８名	射水支部	３名
中新川支部	３名	高岡支部	７名
上新川支部	１名	氷見支部	２名
富山支部	14名	砺波支部	８名
婦負支部	４名	合　　計	50名

公益社団法人富山県建築士会代議員選挙管理規程

(目的)

第１条　この規程は、公益社団法人富山県建築士会定款第５条第３項の規定に基づく代議員の選挙に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代議員の選出)

第２条　公益社団法人富山県建築士会定款第５条第３項の規定に基づく代議員の選出は、選挙区ごとに行う。

２　代議員の定数は、選挙区毎に定めるものとし、正会員の概ね 30 名の中から１名の割合とする。

３　前項において端数が生じた場合には、14 人以下は切り捨て、15 人以上は切り上げる。

（選挙区）

第３条　前条の選挙区の区割りは、別表に定める支部とする。

２　支部は、前条第１項に規定する代議員候補者を推薦することができる。ただし、推薦者以外の者が立候補することを妨げてはならない。

（選挙事務の管理）

第４条　選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

（選挙管理委員会）

第５条　選挙管理委員会（以下「委員会」という。)は、委員５人をもって組織する。

２　委員は、正会員の中から理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

３　会長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その委員を罷免するものとする。ただし、第２号及び第３号の場合においては、理事会の同意を得なければならない。

(1)　正会員の資格を有しなくなった場合

(2)　心身の故障のため、職務を執行することができない場合

(3)　職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があった場合

４　委員の任期は、委嘱後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

５　委員長は、委員の中から互選しなければならない。

６　委員長は、委員会を代表し、その事務を総理する。

７　委員会の会議は、その委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

８　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

９　前各項に定めるものの外、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

（選挙人名簿）

第６条　委員会は、選挙人名簿の調整及び保管の任に当たるものとし、選挙を行う場合に選挙人名簿の登録を行うものとする。

（選挙）

第７条　選挙の期日は、少なくとも 15 日前に公告しなければならない。

２　選挙管理委員会は、代議員選挙の日程を前項の公告の２月以前に周知しなければならない。

（補欠選挙）

第８条　代議員の数が定数の８割に満たなくなった選挙区については、速やかに補欠の選挙を行う。

（選挙の方法）

第９条　選挙は、投票により行う。

（一人一票）

第 10 条　投票は、各選挙につき一人一票に限る。

（投票用紙の送付）

第 11 条　代議員選挙の投票用紙は、立候補の受付期日から７日以内に選挙人に送付しなければならない。

（記号式投票）

第 12 条　投票は、投票用紙に氏名が印刷された候補者のうち選任すべき数まで、投票用紙の記号を記載する欄に○の記載する方法によることとする。

（無効投票）

第 13 条　選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

(1)　所定の用紙を用いないもの

(2)　第 12 条に規定する記載方法と異なった記載がされたもの

（立候補の届出）

第 14 条　代議員の候補者となろうとする者は、当該選挙の期日の公示があった日に立候補届(別紙書式１)を委員長に届け出なければならない。

２　立候補の届出には、落選した際に補欠の代議員となるか否かの意思表示を同時に行うものとする。意思表示がないときは、補欠の代議員となることを希望するものとして取り扱う。

３　前項の補欠代議員の順位は、得票数の多い順とする。

４　代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる場合において、補欠の代議員がいるときは、後順位の者を代議員とする。

（立候補の辞退）

第 15 条　届け出のあった候補者は、立候補の届け出の締め切りの日に委員長に届出（別紙書式 2）なければ、その候補者たることを辞することができない。

（当選人）

第 16 条　代議員の選挙においては、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を当選人とする。

２　当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、委員会において、委員長がくじで定める。

（無投票当選）

第 17 条　選挙において第 14 条の規定による届出のあった候補者の総数がその選挙において投票すべき役員又は代議員の数を超えないとき若しくは超えなくなったときは、投票は行わない。

（当選人決定の場合の報告）

第 18 条　代議員の選挙において当選人が定まったときは、委員会は直ちに当選人の住所、氏名及び得票数その他選挙の次第を会長に報告しなければならない。

2　補欠の代議員がいるときは、補欠の代議員名簿を調整し、前項の当選人とともに、会長に報告しなければならない。

（当選者の公表）

第19条　委員会は、当選者について会員に告示しなければならない。

(選挙録)

第20条　委員長は、選挙の経過を記録した選挙録を作成し、署名捺印しなければならない。

2　委員会は、当該選挙にかかる役員等の任期間、選挙録及び投票用紙を保存しなければならない。

附　則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附　則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表　選挙区の区割り（第3条関係）

新川支部
富山支部 中新川支部 上新川支部 婦負支部
高岡支部 射水支部 氷見支部
砺波支部

別紙書式１　（第 14 条関係）

代議員選挙立候補届

年　月　日

選挙管理委員長　殿

所属支部

住所

氏名・印

公益社団法人富山県建築士会の正会員である私は、

平成　年　月　日に告示された公益社団法人富山県建築士会代議員選任候補者として立候補いたしますので、お届けします。

※　落選した際に補欠の代議員となるか否かの
意思表示（いずれかに○を記す）
落選した際は、補欠の代議員に.なることを
・希望します。
・希望しません。

以上

別紙書式２　（第 15 条関係）

年　月　日

委員長殿

住所

氏名・印

立候補辞退届

下記のとおり立候補を辞退したいので、公益社団法人富山県建築士会選挙管理規程第 15 条の規定によりと届け出ます。

記

1　立候補者氏名
2　立候補の種別
3　理由

以上

新定款第５条　抜粋

（会員）

第５条　本会に次の会員を置く。

(1)　正会員　富山県内に在住又は勤務する建築士及び建築士登録の資格を有する者で、本会の事業に賛同して入会したもの。

(2)　準会員　富山県内に在住又は勤務し、将来建築士になろうとする者で、本会の事業に賛同して入会したもの。

(3)　賛助会員　本会の目的に賛同する個人又は団体で、理事会の承認を得たもの。

２　前項に規定する正会員の概ね30人の中から１人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）。

３　代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

４　代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

５　第３項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

６　第３項の代議員選挙は、２年に１度、３月に実施することとし、代議員の任期は、選任の２年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第１項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第１項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

７　代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

８　補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1)　当該候補者が補欠の代議員である旨

(2)　当該候補者を１人又は２人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3)　同一の代議員（２人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該２人以上の代議員）につき２人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

９　第７項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第６項の代議員選挙終了の時までとする。

10～省略